

# 施設利用登録申請書兼同意書

大宮ふれあい福祉センター長 様

申請日 令和 年 月 日

施設を利用するにあたり施設利用登録を申請します。

<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 市内	<input type="checkbox"/> 市外
<input type="checkbox"/> 団体(企業)	<input type="checkbox"/> 個人	利用人数	人
団体名 (個人名)			
住所 TEL	TEL ( )		
活動内容 (利用目的)			
代表者	氏名		
	住所	TEL ( )	
遵守事項の 同意	裏面、さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例第7条・第9条(抜粋)を必ずお読みください。 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない		
閲覧希望者への情報公開の可否(受付)	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	
〃 (ホームページ)	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	

※ 以下事務処理欄

- ・ 上記申請について利用 (  可  否 ) とします。
- ・ 利用料金区分  一般  減額  免除  増額
- ・ 団体区分  福祉  ボランティア  企業  その他

## 【登録の基準】

- 個人登録・・・15歳以上（中高生を除く）
- 団体登録・・・2名以上（うち1名は個人登録の要件を満たしていること）
- 利用料の減額、免除について
  - ① 対象者・・・市内に事務所を有する福祉団体、ボランティア団体
  - ② 申請方法・・・次の書類を申請書に添付してください

会則等	定款、規約、会則・・・いずれか1つ
名簿	役員名簿
予算書等	予算書、決算書、事業計画書、事業報告書

- 利用料の増額について  
市外に居住する者又は事務所を有する法人もしくは団体

### さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例

#### （利用の制限）

第7条 市長は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 多目的ホール等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 全3号に定めるもののほか、センターの管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。

#### （利用の許可の取消し等）

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 利用の許可の条件又は職員の指示に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

なお、承認の有無に係わらず、提出いただいた書類は返却いたしません。  
また、審査に多少の時間をいただきます。